



第8回キテキテ府中マルシェ出店者募集のご案内

この度、府中駅周辺にて「キテキテ府中マルシェ」を開催いたします。今回の「キテキテ府中マルシェ」は、けやき並木通りと府中スカイナード(ペDESTリアンデッキ)の両方が会場となります。当日は府中公園周辺で「府中市民桜まつり」も開催が予定されています。マルシェを通して、市内の事業者の皆様のPRと共に、“ひと”と“まち”を繋げ、地域の活性化に繋がっていきたくて考えておりますので、ご出店について添付の「出店要項」をご覧くださいの上、ご検討のほど宜しくお願いいたします。

皆様と一緒に、春の心地良い日差しのもとで来て良かった、楽しかったと感じていただけるイベントとしていきたいと考えておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

2023年1月

府中市・(一社)まちづくり府中

【開催概要】

[名称] 第8回キテキテ府中マルシェ

[目的] けやき並木において「キテキテ府中マルシェ」を開催することにより、府中の街の核となるけやき並木周辺のにぎわいづくりと、“ひと”と“まち”が繋がりながら地域活性化に資することを目的としています。また、市内事業者に出店いただき、来訪者に地域の個店の魅力を知っていただくキッカケとなる場を創出することで、マルシェ後の個店の誘客にもつなげていくことを目的としています。

[開催場所] 府中スカイナード (ペDESTリアンデッキ)、けやき並木通り

[日時] 2023年3月25日(土)11:00～16:30@府中駅スカイナード(北口・南口)

2023年3月26日(日)11:00～16:30@けやき並木通り

※2日間共に雨天決行、荒天中止

[主催] 府中市・一般社団法人まちづくり府中

[事務局] 一般社団法人まちづくり府中

[今回募集店舗数(予定)] 3月25日(土)府中スカイナード(北口) : 約10店舗

3月25日(土)府中スカイナード(南口) : 約10店舗

3月26日(日)けやき並木通り : 約20店舗

※応募多数の場合抽選を行う場合があります。



【第8回のコンセプト】

“春と踊ろう”

寒い冬を越えて、暖かい春の息吹が街を包み、生き物達が動き出す。

そんな季節の移り変わりを感じる街中で、春を彩る食や草花、こだわりの手仕事の数々、みんなで踊れるダンスステージなど、心躍るカラフルな春との出会い。

府中市には、沢山の小売店や飲食店があり、それぞれに歴史と物語があり、1つひとつに市民の暮らしを彩る力があります。キテキテ府中マルシェは、お気に入りの事業者やアーティストに出会い、生活に笑顔をプラスする場でありたいと考えます。

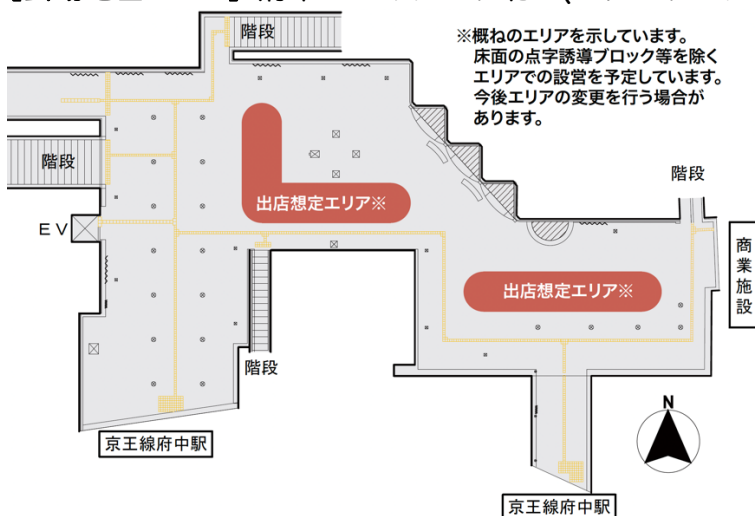
今度のマルシェのコンセプトは「春と踊ろう」。

色鮮やかな品々で皆さんをお迎えし、春らしい美味しい食べ物と飲み物で来場者をもてなし、寒さで縮んだ体を解きほぐすような場を、皆さんと一緒に作り上げましょう！

【出店イメージ】 ※過去の様子、※テントなどの備品は写真と異なる場合があります。



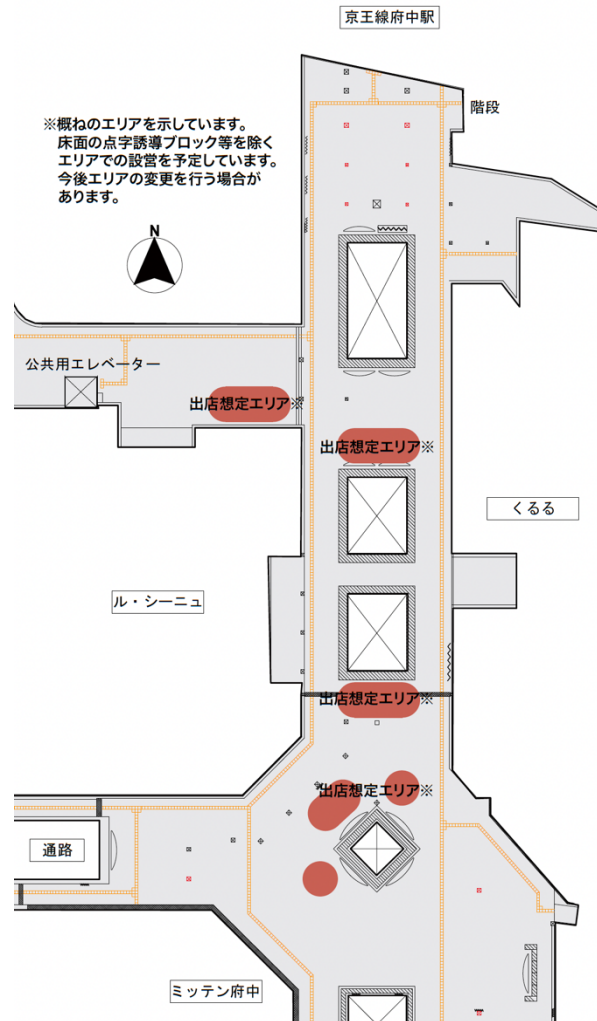
【会場地図その1】 府中スカイナード北口(ペデストリアンデッキ)



※出店会場は申込時に選択いただきますが、出店区画は事務局で配置を調整いたします。

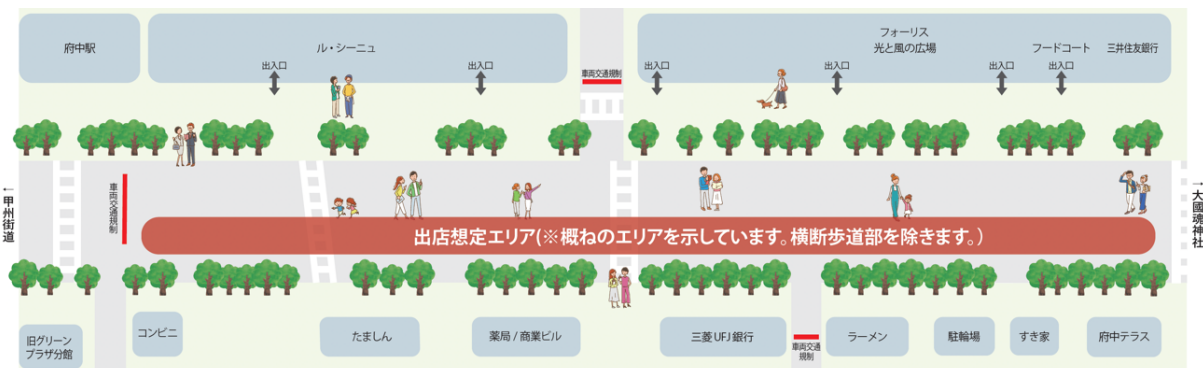


【会場地図その2】 府中スカイナード南口 (ペデストリアンデッキ)



※出店会場は申込時に選択いただきますが、出店区画は事務局で配置を調整いたします。

【会場地図その3】けやき並木通り会場



※出店会場は申込時に選択いただきますが、出店区画は事務局で配置を調整いたします。



【第8回キテキテ府中マルシェ出店要項】

(1) 出店対象

府中市内に事業所を構える事業者

主に小売業、食品販売業、菓子製造業、飲食店営業(ただし火器の取り扱いは不可)の方

(2) 出店日時

1) 3月25日(土)11:00~16:30@府中スカイナード北口(ペDESTロリアンデッキ)会場

① 1日出店：途中退店不可

2) 3月25日(土)11:00~16:30@府中スカイナード南口(ペDESTロリアンデッキ)会場

② 1日出店：途中退店不可

3) 3月26日(日)11:00~16:30@府中けやき並木通り会場

(今回前半と後半に分けての出店が可能となりました。)

③ 1日出店区画：途中退店不可

④ 前半の部：11:00~13:00 出店区画：入替制(13:30完全撤収)

⑤ 後半の部：14:30~16:30 出店区画：入替制(13:30から準備出来次第販売開始)

※短時間で売り切れて退店する区画への対応として、3月26日(日)のけやき並木会場の一部については、今回前後半の入替制の区画を導入いたします。

(3) 出店小間サイズと形態

幅 約2.0m× 奥行き 約2.0m のテント内

※後述の無料貸出備品以外の必要な資材は各出店者でご用意ください。

※但し、お申込み時に追加レンタル備品の申請をした場合のみ、有料での備品の追加レンタルが可能です。お申込み後のレンタル申請やキャンセルは一切お受けできませんのでご注意ください。

《無料貸出備品》

マルシェ 3 点セット

- ・テント 1 基:幅 約2.0m×奥行き 約2.0m×高さ 約2.1m
- ・テーブル 1 台(クロス付き):たて約45cm×よこ約180cm×高さ約70cm
- ・イス 1 脚

《有料追加レンタル備品》 ※価格は全て税込みとなります。

申込時に選択いただきます。後日の追加/キャンセルを承ることはできません。

- ・木箱 1 セット (木箱 4 個+専用台、木箱 1 個あたり：



たて約30cm×よこ約60cm×深さ約9cm):1,000 円

- ・ テーブル (クロス付、たて約45cm×よこ約180cm×高さ約70cm)1 台:1,500 円
- ・ イス 1 脚:500 円
- ・ 100V電源(1 区画1,400Wまで、けやき並木通り会場のみ、2区画まで、申し込み先着順)：3,000円
(延長コードはご用意ください。)



※テントと木箱の設置イメージ

(4) 出店の条件

◆下記の条件を満たすこと

- ①府中市内に事業所を構える者
- ②農産物・加工品を生産・加工されている方や工芸品・雑貨の販売、飲食店営業や食品販売を行う事業者。
※飲食店営業について、本マルシェでご提供いただける調理を伴う品目は、火器を使わないものに限りです。なお、調理行為に該当するか否かの判断は、事務局より保健所に確認を取り最終判断させていただきます。

- ③他店にないオリジナリティのある製品や商品の販売ができること
- ④第8回キテキテ府中マルシェのコンセプト「春と踊ろう」に賛同できる事業者でコンセプトに沿った商品を取り扱っている事業者
- ⑤飲食店営業・食品販売・物販にかかわらず、後述の「販売の際に使用する容器包装類への配慮について」にご協力いただける事業者

※開催の後日、出店者の皆様には参加アンケートにご回答いただきます。別途、ご案内いたしますので、ご協力よろしくお願いします。

※事業所のホームページ等で所在地を明示していない場合には、別途開業届等の資料を送りいただく必要があります。

◆販売の際に使用する容器包装類への配慮について

府中市は、2050年度に二酸化炭素実質排出ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明しています。出店者の皆様におかれましては、紙素材・木製容器、バイオマスプラスチック、リサイクルプラスチック等を極力ご利用いただきつつ、簡易包装での提供をお願いいたします。

◆出店料 ※金額は1 区画あたり、消費税込の金額です。

会場により出店料が異なります。有料追加レンタル備品ご希望の場合は別途費用がかかります。

※8ページ以降に中止やキャンセルについて記載していますのでご確認ください。



1) 府中スカイナード北口(ペDESTリアンデッキ)会場

① 1日出店：5,000 円（マルシェ3点セット貸出付き）※途中退店不可

2) 府中スカイナード南口(ペDESTリアンデッキ)会場

② 1日出店：8,000 円（マルシェ3点セット貸出付き）※途中退店不可

3) 府中けやき並木通り会場（今回前半と後半に分けての出店が可能となりました。）

③ 1日出店：10,000 円（マルシェ3点セット貸出付き）※途中退店不可

④ 11:00~13:00 出店：8,000 円（マルシェ3点セット貸出付き）

※入替制(13:30までに完全撤収)

⑤ 14:30~16:30 出店：5,000 円（マルシェ3点セット貸出付き）

※入替制(13:30から準備出来次第販売開始)

※短時間での売り切れが想定される出店者さんは④・⑤での出店をお願いします。①~③を申込された場合には途中退店ができません。過去に早期の売り切れが発生した事業者につきまして、④もしくは⑤への出店か、販売品数を増やしての出店をお願いいたします。

※初めて出店される方は、過去の来店者数などについて、必要に応じて事務局にご相談ください。

※③を選択された場合でも、過去の実績を踏まえて売り切れが想定される出店者さんは④・⑤での出店をお願いする場合があります。

※出店申込者数を鑑みて、審査後に出店会場や出店時間帯の変更をお願いする場合があります。

※④・⑤は同一区画での入替制となります。また、④もしくは⑤を申込された場合に出店申込者数のバランスを鑑みて、審査時に出店時間帯の変更をお願いする場合があります。

【出店可否の判断について】

出店者の選定に関しては、オリジナリティ（既存製品を並べるだけではない等）やコンセプト「春と踊ろう」との親和性をもとに、出店内容のバランスも鑑みて総合的に審査いたします。応募者が多数の場合は、抽選で決定する場合があります。

【出店申込みの流れ】

① 申込フォームによる出店申込み **※申込締切：2023年1月31日(火)正午まで**

出店の申込みは、下記の申込フォームに必要事項を入力の上お申込ください。また、本出店要項最下部に記載されている「反社会的勢力でないこと等の表明・確約に関する規約」をよくお読みいただき、申込フォームにて同意の上お申込みください。

・ 出店申込フォーム

<https://forms.gle/4EjryUv3B2XpwiQx7>



申込フォームQRコード



②申込に添付する書類の提出 **※提出期限：2023年1月31日(火)正午まで**

メールまたはFAXにて提出してください。ただし、写真はメールをお願いします。

- ・商品紹介写真や出店イメージ写真等 2、3点（店舗紹介チラシ、WEB・SNS告知等で使用しますので予めご了承ください。）
- ・臨時出店届（飲食・食品販売者のみ）
- ・飲食店営業、菓子製造業、そうざい製造業、食料品等販売業等の営業許可書写し（飲食・食品販売者のみ）

※書類に不備がある場合は、審査対象となりませんのでご注意ください

〈メール、FAX送付先〉一般社団法人まちづくり府中

メールアドレス：info.kitekitefuchumarche@gmail.com

FAX：042-370-1785

③申込受付メールの送信 **※申込み受付後 3日以内**

申込み受付後3日以内に事務局より受付完了メールを送付いたします。返信がない場合は受信できていない場合がありますので再送をお願いします。〆切後はいかなる理由でも出店申込み受付ができませんので、余裕をもってお申込みください。

⑥ 申込内容の調整

記載事項の確認や、追加必要書類の送付をメールもしくは電話でお願いする場合があります。また、出店会場や出店時間帯の調整をお願いする場合があります。

⑤出店可否の決定 **※2023年2月13日(月)頃**

会場の予定区画数・全体の出店内容のバランス等から総合的に審査し、事務局より出店可否決定通知メールをお送りいたします。

⑥出店料・レンタル料のお振り込み **※2023年2月20日(月)まで**

出店が決定した方につきまして、2023年2月20日(月)までに、出店決定通知メールに記載の金額を事務局指定の口座にお振込をお願いします。※振込手数料はご負担ください。

⑦ポスター・チラシの発送 **※2023年3月10日(金)頃**

事務局より各出店者宛てに郵送します。出店区画はこのチラシでご確認ください。

⑧キテキテ府中マルシェ当日 **※2023年3月25日(土)、26日(日)**

9:45～10:00の間に会場内本部テントへお越しいただき、受付をお済ませください。（後半の部出店者13:30～13:45）はその際に、出店料の領収証をお渡しいたします。その後、所定の区画内で販売準備をしていただき、11:00になりましたら販売を開始してください（後半の部出店者13:30以降準備出来次第販売開始）。



◆当日のタイムスケジュール：25日・26日の1日出店区間(①~③)の場合

時間	全体の動き	出店者
朝から (時間未定 9時~予定)	けやき並木通り車両通行止 (3月26日のみ)	
~10:00	主催者による 区画内に貸出備品配置	本部テントにて受付 ※9:45-10:00の間に受付へお越しください
10:00	出店者出店準備	区画内で出店者にて備品設営 販売準備開始
11:00	マルシェスタート	販売開始
16:30	マルシェ終了	営業終了 片付け・清掃 ※出店者にてテント・備品を区画内でたたんでその場に まとめてください。主催者側で回収に伺います。
17:30	完全撤収	完全撤収
18:00	けやき並木通り車両通行再開	

◆当日のタイムスケジュール：26日けやき並木通り入替制区画(④~⑤)出店の場合

時間	全体の動き	出店者
朝から (時間未定 9時~予定)	けやき並木通り車両通行止 (3月26日のみ)	
~10:00	主催者による 区画内に貸出備品配置	本部テントにて受付 ※9:45-10:00の間に受付へお越しください
10:00	前半の部：出店者出店準備	前半の部：区画内设営・販売準備開始
11:00	マルシェスタート	前半の部：販売開始
13:00		前半の部：営業終了 片付け・清掃 ※テント・貸出備品は区画内に残置してください。
13:30	後半の部：出店者出店準備	前半の部：出店者完全撤収 後半の部：本部テントにて受付 ※13:30-13:45の間に受付へお越しください 後半の部：区画内设営・販売準備開始
14:30		後半の部：販売開始(13:30以降準備出来次第)
16:30	マルシェ終了	営業終了 片付け・清掃 ※出店者にてテント・備品を区画内でたたんでその場に まとめてください。主催者側で回収に伺います。
17:30	完全撤収	完全撤収
18:00	けやき並木通り車両通行再開	

【開催中止の判断について】

大雨、台風、強風などの悪天候や新型コロナウイルスの感染拡大などの状況により、開催を主催者の判断で中止する場合があります。この場合、出店料全額を返金いたします。ただし、損失補填は行いません。あらかじめご了承ください。



■悪天候が前日以前から予測される場合

開催前日の 17:00 に開催の可否を決定し、中止の場合のみ各出店者連絡先へ連絡します。ただし、台風接近が予想される場合等は、より早い時点で中止を決定する場合があります。

■当日に急きょ中止する場合

当日の急な荒天・災害等による中止は、決定した時点で速やかに各出店者へ連絡します。

【出店をキャンセルされた場合】

出店決定後の出店者都合によるキャンセルは、出店料及び追加備品レンタル料をお支払いいただきます。なお、出店者都合のキャンセルであるにも関わらずお支払いいただけない場合は、今後のイベント出店についてもお断りさせていただく場合がございます。

【出店・販売に関する注意事項】

- ・ 出店区画については主催者が決定します。出店位置のご希望は受付できません。
- ・ 3月26日、けやき並木通りは朝から車両通行止めとなり、車両による搬入は行うことができません。また、専用駐車場のご用意はありません。近隣駐車場を利用し、台車などで搬入をお願いします。台車で近隣商業施設内のエレベーター等を利用しないでください。府中スカイナード会場への搬入経路は別途出店決定後にご案内します。
- ・ 商品の陳列の仕方は問いませんが、美しい陳列にご協力ください。次回の出店審査の参考にさせていただきます。地面への陳列、区画外での販売は禁止です。
- ・ 販売する「商品の名称」「価格」がお客様から一目でわかるように、POP(キャッチコピーや商品の説明)などの表示を可能な限り行ってください。価格表示については、法令等に基づく各種所定の表示を厳守してください。
- ・ 排煙、臭気、振動、大音量を伴うもの、公序良俗に反するもの、法令違反の商品は持ち込めません。
- ・ 商品、現金の管理は、出店者の責任にて管理してください。販売した商品に対する一切の責任は、出店者に帰属するものとします。
- ・ 道路や歩道を汚さないように努めてください。撤収後に汚れが見られた場合は、清掃のご協力をお願いするとともに、今後出店をお断りする場合があります。
- ・ 会場にはゴミ箱は設置しません。また、事務局では各店舗で発生したゴミを回収いたしません。商品の販売に伴い発生するお客様のゴミについても各店舗にて回収のうえ、お持ち帰りください。
- ・ ストックヤードはありません。在庫の保管は区画内で行ってください。
- ・ 調理を伴う(飲料の提供を行う)店舗は18ℓ以上のコック付き水タンクと水受け用バケツを設置してください。
- ・ 火気は使用しないでください。(電熱器は可)



- ・発電機を使用する場合は、出店申込書の該当欄に記載してください。発電機を使用する場合は発電機 1 台につき、消火器 1 台を備え付けてください。
- ・利用者が列を作ることが想定される場合には、整理員の配置または立ち位置の目印を付すなど行列の整理を行うことで混雑を防ぐ措置を各出店者にて行ってください。
- ・施設を汚損・破損、貸与品を損傷・紛失等された場合には補償していただきます。
- ・販売行為に関して、事故や苦情が発生した場合、全ての賠償責任を負っていただきます。
- ・商品が完売した場合でも、1日出店の場合は、原則16:30まで区画内で待機ください。

【食品販売の衛生管理など】

- ・加工食品の販売には、保健所の許認可届け出が必要な場合がありますので、各出店者の責任において各種法令を確認の上、必要に応じて取得してください。
- ・出店に際し、「行事における臨時出店届」と「営業許可書写し」を事務局にて取りまとめて保健所へ提出します。飲食営業や食品を取扱う出店者は、飲食店営業・菓子製造業・そうざい製造業等の許可書に加え、「臨時出店届」を申込時に提出してください。

※菓子製造業については、品目ごとに分けて、臨時出店届1枚の臨時出店届にまとめて記載いただくことで結構です。飲食店営業については、1品目ごとに1枚の臨時出店届の提出をお願いいたします。

- ・調理を伴う出店の際は、食品衛生責任者の資格を有するスタッフを常駐させてください。
- ・取り扱える食品の品目については、東京都福祉保健局が定めた取り扱い品目のみとし、品目の可否については、多摩府中保健所が判断いたします。お申込みの前に臨時出店者の取り扱える品目をご確認ください。
- ・会場内において、保健衛生に関する指示があった場合は、必ず従ってください。

【守っていただく事項】

出店時には、以下の事項を厳守してください。守っていただけない場合、即刻退場いただく場合があります。また、今後のイベント出店についてもお断りさせていただく場合がございます。

- ・食品衛生に関する保健所、事務局の指示を守ること。
- ・販売区画内や会場で飲酒・喫煙をしないこと。
- ・利用規制や交通規制につき主催者の指示に従うこと。
- ・他出店者やお客様に迷惑をかけないこと。
- ・申込書と同じ販売内容であること。
- ・申込者(代表者)以外の方に店の権利を又貸ししないこと。
(必要に応じ、当日、主催者より身分を証明するものの提示を求める場合があります。)
- ・販売については、テントの区画内で行うこと。
- ・テント等備品を破損した場合は、事務局に届け出ること。
- ・区画内や周辺に付着した汚れは清掃し、綺麗にすること。



・その他、主催者・事務局・係員の指示に従うこと。

※過失内容により、相応の費用弁済をいただく場合があります。

※係員の指示に従わない場合、退場していただく場合があります。事務局の判断により退場していただいた場合、出店料の返金や損失の補填はいたしません。

【感染症対策について】

- ・新型コロナウイルス等の感染拡大防止の観点から出店区画の間隔確保を行います。
- ・出店者及び従業員はマスクを着用してください。
- ・こまめな手洗い、手指の消毒を行ってください。手指消毒液は各店舗でご用意ください。
- ・金銭のやり取りはトレイを使用する等、接触感染防止対策を講じてください。
- ・以下に該当する場合は、当日出店をお控えください。
 - 新型コロナウイルス等の感染症にり患している方
 - 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛・味覚障害などの症状がある場合）
 - 濃厚接触者待機期間中の方
 - 同居家族や身近な知人にり患が疑われる方がいる場合

【その他】

◆事故等の対応について

事務局は、出店物およびイベントなどに関し、会場内で発生した事故に対しては、一切の責任を負いません。

◆保険について

事務局で、来場者について傷害保険に加入します。出店者につきましては、各自賠償責任保険にご加入ください。

◆記録写真の使用について

開催当日、参加各店の写真を撮影します（店舗名や出店者様の顔なども含まれます。）ので、予めご了承ください。撮影した写真は、ホームページやSNS、その他当日や次回以降の広報等で使用する場合があります。

◆出店者情報の取扱いについて

事務局では出店申込者等からご提供いただいた情報については、当イベント及び府中市又は（一社）まちづくり府中が実施する事業についてのご案内の際に利用し、それ以外には利用しません。万一、当該目的以外で利用する場合には、必ず事前にお知らせいたします。また利用目的に照らして不要となった情報については、速やか且つ適正に廃棄いたします。

【問い合わせ先】

一般社団法人まちづくり府中

183-0022 東京都府中市宮西町2-8-3 野口ビル2階

TEL 042-370-1960（平日 9:00-17:30）、FAX 042-370-1785

E-mail：info.kitekitefuchumarche@gmail.com



反社会的勢力でないこと等の表明・確約に関する規約

- 1 私（個人・法人・団体）及び共同出店者、または販売を行うスタッフ(従業員等)は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明いたします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力集団等
 - (8) その他前各号に準ずる者及び団体
- 2 私（個人・法人・団体）及び共同出店者、または販売を行うスタッフ(従業員等)は、現在又は将来にわたって、前号の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明・確約いたします。
 - (1) 反社会的勢力によって、その経営を支配されている関係
 - (2) 反社会的勢力がその経営に実質的に関与している関係
 - (3) 反社会的勢力を役職員や顧問としたり、反社会的勢力に紛争解決の依頼や相談をしたりするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - (5) 役職員又は経営に実質的に関与しているものが、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係
- 3 私（個人・法人・団体）及び共同出店者、または出店を行うスタッフ(従業員等)は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明・確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴会の信用を棄損し、又は貴会の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 私（個人・法人・団体）及び共同出店者、または出店を行うスタッフ(従業員等)は、上記各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合又はこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、一般社団法人まちづくり府中より出店停止・拒絶を受けても異議を申しません。これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。また、上記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、一般社団法人まちづくり府中が専門機関（府中警察署）に照会することについて同意します。

以上